

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	障害者総合支援法による地域生活支援業務に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、障害者総合支援法による地域生活支援業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者総合支援法による地域生活支援業務に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障がい者の福祉の増進及び自立を図ることを目的とする。各業務における概要は以下のとおり。</p> <p><b>【日常生活用具費助成】</b> 在宅の重度障がい者(児)が自力での日常生活が送れるよう日常生活用具の購入にかかる費用を助成している。用具購入の自己負担額は原則1割だが所得等の状況により変動する。また介護保険制度により同様の用具が貸与又は支給該当になっているものは支給対象外となる(介護保険制度を優先して利用する)。該当となる障がいの程度は対象の用具によりそれぞれ異なる。</p> <p><b>【住宅改修費助成】</b> 視覚、上肢、下肢の部位で3級以上の身体障がい者手帳を所持し介護保険給付対象者若しくは65歳以上の要介護又は要支援と同等の状況にある者に対して在宅生活を支援するため障がいに応じた住宅改修を行う費用を助成する。助成の上限額は200,000円で介護保険制度による住宅改修費の助成が受けられる場合は支給対象外となる(介護保険制度を優先して利用する)。</p> <p><b>【自動車改造費助成】</b> 身体障がい者手帳の総合等級2級以上の手帳を所持し常時車いすを使用する者の社会参加を促進するため障がい者本人が乗車できるように介助者改造を行うための費用の2分の1を助成する。また、手帳所持者本人が運転する場合で、免許記載のある改造をする費用を助成する事業である。助成の上限額はいずれも150,000円で一定額以上の所得がある者には助成は行わない。</p> <p><b>【訪問入浴費助成】</b> 下肢又は体幹機能障がい度2級以上の身体障がい者手帳を所持し在宅生活を行い、訪問入浴サービスを必要とする者に対しサービス利用料の助成を行う。サービス利用の自己負担額は原則1割で所得状況等に応じて負担軽減が行われる。介護保険制度で訪問入浴サービスが受給できる場合は支給対象外となる(介護保険制度を優先して利用する)。</p> <p>当事務において次に掲げる業務を行っている。</p> <p><b>【日常生活用具費助成】</b> ①用具支給に関する申請書を受理する。 ②用具支給の受給資格要件(年齢・障がい部位・障がい等級・世帯状況・市民税の課税状況・生活保護の受給有無)についての確認 ③申請内容による自己負担区分や給付決定、及び却下決定を行う。 ④決定通知文や用具支給券、請求書の発行を行う。 ⑤支給する用具の業者からの請求書を受理する。 ⑥業者への用具費用の支払を請求書に基づき行う。 ⑦国・県への各種報告(集計・統計)等を作成し、報告する。</p> <p><b>【住宅改修費助成・自動車改造費助成・訪問入浴助成】</b> ⑧各助成についての申請を受理する。 ⑨助成の受給資格要件(年齢・障がい部位・障がい等級・世帯状況・市民税の課税状況・生活保護の受給有無)についての確認 ⑩助成の決定、及び却下決定を行う。 ⑪助成決定通知文、請求書等の発行を行う。 ⑫各助成に関する請求書を受理する。 ⑬受理した請求書に基づき支払を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>②受給資格要件(年齢・障がい部位・障がい等級・世帯状況・市民税の課税状況・生活保護の受給有無)についての確認 ⑨助成資格要件(年齢・障がい部位・障がい等級・世帯状況・市民税の課税状況・生活保護の受給有無)についての確認</p>

③システムの名称	1 福祉総合システム(障がい関係) 2 宛名管理システム 3 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 4 データ連携基盤(庁内連携システム) 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 住民基本台帳ネットワークシステム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
補装具・日常生活用具支給関係情報ファイル 障がい手帳関連各種助成関係情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	1 番号利用法第9条第1項別表第1の84の項 2 番号利用法第9条第2項 3 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)第4条第1項 別表第1の1の2の項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報の照会に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の108、109の項 ・番号利用法第19条第9号  【情報の提供に関する根拠】 情報提供なし
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒444-8601愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課 電話番号:0564-23-6163 ファックス番号:0564-25-7650

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年2月15日	I 4②法令上の根拠	(情報の提供に関する根拠) 番号法第19条第7号及び別表第2第16、26、56の2、57、87、116の項及び法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、30、31、44条 (情報の照会に関する根拠) 番号法第19条第7号及び別表第2第108、109の項及び法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条	(情報の提供に関する根拠) 番号利用法第19条第7号及び別表第2第16、26、56の2、87、116の項及び番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、30、44条 (情報の照会に関する根拠) 番号利用法第19条第7号及び別表第2第108、109の項及び番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55条の2	事後	該当条文の追加及び削除
平成29年2月15日	II 1, 2計数時点	平成27年8月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	該当数の更新
平成29年11月1日	全般	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	
平成29年11月1日	全般	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	
平成29年11月1日	II 1, 2計数時点	平成28年12月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	該当数の更新
平成31年4月1日	II 1, 2計数時点	平成29年11月1日時点	平成31年1月30日時点	事後	該当数の更新
平成31年4月1日	I 5②所属長	障がい福祉課長 内田 次夫	障がい福祉課長	事後	
平成31年4月1日	IV 1	—	基礎項目評価	事後	
平成31年4月1日	IV 2	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 3	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 4	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 5	—	提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	IV 6	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 7	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 8	—	自己点検・内部監査	事後	
平成31年4月1日	IV 9	—	十分である	事後	
令和2年10月1日	II 1, 2計数時点	平成31年1月30日時点	令和2年3月31日時点	事後	該当数の更新
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	【情報の照会に関する根拠】 ・番号利用法第19条第7号 ・番号利用法第19条第8号 【情報の提供に関する根拠】 ・番号利用法第19条第7号	【情報の照会に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法第19条第9号 【情報の提供に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	1 番号利用法第9条第1項別表第1の84の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条 3 番号利用法第9条第2項 4 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)第4条第1項 別表第1の1の2の項	1 番号利用法第9条第1項別表第1の84の項 2 番号利用法第9条第2項 3 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)第4条第1項 別表第1の1の2の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	【情報の照会に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の108、109の項 ・番号利用法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第55、55条の2  【情報の提供に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の16、26、56の2、87、116の項 ・別表第2主務省令第12、19、30、44条 【8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】	【情報の照会に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の108、109の項 ・番号利用法第19条第9号  【情報の提供に関する根拠】 情報提供なし	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和5年4月1日	II 1、2計数時点	令和3年3月31日時点	令和5年1月20日時点	事後	
令和5年4月1日	IV 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない 十分である	[○]接続しない	事後	